

12月、1月は滞納整理強化月間です!

納税は社会のルール

期限を守って納付しましょう

市税は地方税法などに基つき、収入や財産に応じて課税されます。都市計画税や国民健康保険税のように使用目的が決まっているもの以外は、福祉や教育、都市整備、環境整備などさまざまな公共サービスに活用。きちんと納められないと、これらのサービスに支障を来します。大切な市税を財源として有効に生かす上でも納期内納付の原則を守ることが重要です。

■ 市税は納期内に納付しましょう

納期内に納付がない場合は、納めている人との公平性を確保するため、延滞金を納めることに。また、督促状発送後も納付がなく10日を経過すると、滞納処分の対象となります。

■ 納期内納税の必要性

滞納により、市の歳入と歳出のバランスが崩れてしまうと、公共事業の継続が困難になるとともに、収納率により国からの交付金が減ってしまう税金もあります。また、督促状の発送手数料や人件費など滞納整理には多額の費用が必要。昨年度の督促状発送件数は約25万5,000件で、約1,500万円の督促費用が支出されました。

■ 滞納が発生すると

まず、収支状況などの聴き取りや臨戸調査(搜索)、給与照会などの担税力調査を行います。その結果、担税力があるにもか

問い合わせは **収納課 ☎898-6229**

かわらず完納しない場合や不当に少額の分納を継続する場合は、原則1年以内の完納が見込めない場合には、法律に基づき給与差し押さえなどの滞納処分を行います。

■ 特別滞納整理での取り組み

本年度は、昨年度から実施された国から地方への税源移譲に対応するため、現年度未納市税の早期整理を重点として、次のとおり特別滞納整理を実施しています。

- ①夜間電話催告や訪問納税指導。
- ②一斉給与照会などの財産調査強化。
- ③口座振替の推進。
- ④高額案件や長期滞納案件の差し押さえなどの滞納処分の強化。
- ⑤合同不動産公売や徴収引継ぎなど、県と協力しての滞納処分の実施。
- ⑥多重債務で悩む人への専門機関の紹介による債務整理への協力。
- ⑦差し押さえに応じない第三債務者(給与支払者など)に対して、取立訴訟の実施。

償却資産の申告は2月2日まで 事業主は忘れずに

土地、家屋を除く事業用資産を償却資産といい、固定資産税の課税対象。事業を行っている人は、自己利用でも貸し付けでも申告しなければなりません。期限までに申告書を提出しましょう。

昨年度までの申告者と本年中に設立した法人には申告用紙を郵送しましたが、届かない場合でも該当者は申告が必要です。直接来庁するか電話で申告用紙を請求してください。本市ホームページからも書式をダウンロードできます。電子申請システムを利用して申告をする人は、ぐんま行政総合ポータルホームページ(<http://www.e-gunma.lg.jp/>)をご覧ください。申告がない場合は、後日調査に伺うこともあります。**申告が必要な償却資産**＝①構築物・建築設備…門扉、舗装路面、庭園の外灯などや建物付属設備のうち発電・変電設備など②機械・装置…モーター、旋盤、プレスなどの製造加工用機

械、土木建設用機械など③船舶④航空機⑤車両・運搬具…大型特殊自動車(フォークリフト)など⑥工具・器具・備品…測定・検査用具、家具、事務用機器など

対象＝個人・法人を問わず事業を行っている人

提出期限＝2月2日(月)

提出先＝市役所資産税課

■ 耐用年数の取り扱い

本年度の税制改革により耐用年数の見直しが行われました。固定資産税における来年度の評価額の計算は、本年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。

問い合わせは **資産税課 ☎898-6216**

家屋を取り壊したら 滅失届の提出を

問い合わせは **資産税課 ☎898-6218**

家屋の一部または全部を取り壊したときは、滅失届を市役所資産税課、大胡・宮城・粕川の各支所へ必ず提出してください。12月31日(水)までに取り壊した家屋には、来年度から固定資産税が掛かりません。なお、法務局で滅失登記を済ませた人や、新增築した人で家屋評価のときに職員が確認した場合は不要です。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の 判定基準が見直されます

該当者は申請を

長寿医療制度加入者のうち、当年度の市民税課税所得や前年分の収入に基づき現役並み所得者と判定された人の医療費の自己負担は3割となっていました。このうち長寿医療制度加入者と、その同一世帯の70歳以上の人(長寿医療制度加入者含む)で、その人たちの前年の収入の合計が520万円未満の場合、「基準収入額適用申請」をすることにより自己負担は1月から1割に軽減されます。

■ 基準収入額適用申請を申請済みの人は、後期高齢者医療被保険者証の

問い合わせは
国保年金課 ☎898-9256

一部負担金割合欄に「3割(自己負担限度額一般適用)」と記載されています。この人々には12月末までに、自己負担が1割となる被保険者証を郵送します。
■ 基準収入額適用申請が未申請の人
要件を満たしているが基準収入額適用申請をしていない人には、基準収入額適用申請勧奨通知を郵送しますので12月26日(金)までに申請してください。認定されると自己負担は1割になります。



健康で楽しく暮らせるように

あなたの力作応募して 健康づくりポスター

「自分の健康は自分でつくる」をテーマに、標語入りのポスターを募集します。作品は未発表の物に限り、1人1点まで。入選作品の著作権は、県国民健康保険団体連合会に帰属します。

問い合わせは **県国民健康保険団体連合会 ☎290-1325**

対象＝小中学生

応募作品＝4つ切り縦位置。健康づくりを題材に考えた標語が入った物

申し込み＝1月15日(木)までに郵送か直接。作品の裏面右下に住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・学校名・学年を明記し、市役所国保年金課、大胡・宮城・粕川の各支所、県国民健康保険団体連合会(元総社町)へ

元総社町などの市有地 一般競争入札で売却します

土地の概要＝右表のとおり
案内の配布＝1月23日(金)までの執務時間内に市役所管財課・総合案内窓口、水道局、各支所・出張所で
入札＝1月28日(水)、市役所11階南会議室
申し込み＝1月21日(水)～23日(金)に市役所管財課、水道局総務課、大胡支所へ直接

問い合わせは **管財課 ☎898-6657**

市有地を一般競争入札により売却します。詳しくは売り払いのご案内をご覧ください。なお、入札に参加するには事前に申し込みが必要です。

一般競争入札売り払い土地概要

土地所在地	地目	売払面積	入札予定価格
鼻石町2,160番5,2,200番130	水道用地	1,782㎡	572万3,000円
勝沢町字大門287番1	宅地	2,702.72㎡	3,531万4,000円
元総社町529番4,529番7		646.19㎡	2,898万9,000円
樋越町418番1	雑種地	3,364㎡	1,907万4,000円
樋越町418番20		1,707㎡	1,021万6,000円

